

令和 7 年度 豊川市内部統制評価報告書

豊川市長竹本幸夫は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

豊川市長竹本幸夫は、豊川市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成 31 年 3 月総務省公表）」に基づき、「豊川市内部統制基本方針」（令和 4 年 4 月 1 日公表）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は、各基本的要素が有機的に結び付き、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

本市においては、令和 7 年度を評価対象期間とし、令和 8 年 3 月 31 日を評価基準日として、豊川市内部統制基本方針に基づき、内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続に基づき評価を実施した限り、評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

運用上の重大な不備があった事案（1 件）について、次のとおり是正しました。

【事案】

財務部財産管理課において、議会の議決が必要な普通財産（土地）の売却について、議会の議決を経ずに契約する事案が発生しました。

【原因】

豊川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年豊川市条例第 8 号）第 3 条に基づき、予定価格 3,000 万円以上の不動産（土地については 1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）の売払いは議会の議決に付さなければならないという根拠法令等への理解が欠けており、その手続きを失念したものです。

【是正事項】

令和 7 年 12 月定例会において追認の議案を提出し、議決を得ました。

また、間違いや漏れがないよう事務手続きを進めるため、普通財産の売却等の事務処理用のチェックシート等を改正しました。

さらに、全庁的な運用として、議決が必要となる可能性のある事務の決裁について、議決案件であるかを確認するチェックシートを添付することとしました。

令和 8 年 6 月 1 5 日 豊川市長 竹 本 幸 夫